

談合金についての税務の取扱い

Q：いわゆる談合金は税務上どのように取り扱われるのですか。

A：談合金とは、一般に、建築、土木、その他の職別工事等の入札、あらかじめ落札業者を決め、それ以外の応札業者に落札業者から金品が贈られるという一連の行為にまつわる金品を指すものと理解されています。

現在の談合金は上記のような形式をとらず

- ① JVにおけるペーパーJV
- ② 業務分野の譲り合い
- ③ その他

の形式をとっているようです。

税務上の談合金の取扱いは、措置法通達に建設業者等が入札等に際して支出するいわゆる談合金その他これに類する費用は交際費に該当するとしています。

税務上、談合の定義がされていないので判例等を斟酌して実質的な判断から、その支出が接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出されたものであれば談合金として交際費扱いになります。

したがって、交際費の損金算入限度額を超えるものは加算されます。

一方、受け取る側も雑収入などで受け入れることになり課税の対象になります。

談合金に該当するかどうかは、金品の供与に見合う工事役務等の提供があったかどうかポイントになります。

